

令和4年9月15日
千葉市稻毛区少年軟式野球連盟

「新型コロナウイルス」発生に伴う大会等への参加についての対策

稻毛区少年軟式野球連盟（以下、「区連」という。）は、標記のことについての基本指針を次の通り策定し対処する。

なお、各クラブの代表者及び指導者は事態の重要性を認識するとともに、本人はもとより選手の健康管理に十分努めるものとする。

基本指針

I 区連及び所属クラブの活動について

1 活動の休止

以下に該当する場合、主催する活動についてその期間休止する

行政（国、県、市等）、上部団体（県連盟、市協会、スポーツ協会、スポーツ連盟等）による、外出や移動の制限、学校の休業の実施、活動の中止・延期の指示・要請

2 活動の再開

活動の再開については、状況の変化に応じて隨時役員会等で検討のうえ決定する

II 大会参加について

1 選手本人または同居家族が新型コロナウイルスに感染していることが確定した場合
参加禁止（期間は補則イ参照）

2 選手本人または同居家族が新型コロナウイルスに感染している疑いがある場合
疑いが解消されるまでは参加禁止（期間は補則イ参照）

3 小学校で学校閉鎖、学級閉鎖があった場合

当該校、当該学級に在籍する選手は、閉鎖が解除されるまでは参加禁止

4 指導者本人または同居家族が新型コロナウイルスに感染していることが確定した場合
参加禁止、また感染の疑いがある場合も参加禁止（期間は補則イ参照）

5 参加禁止等で試合ができるないチームについては、日程が許す範囲で対戦の延期を考慮する場合がある。

上位大会の予選を兼ねる場合は、その期限、上位大会がない場合でも一定の期限を決め、その期限に間に合わない場合は、不戦敗として扱う。

6 区連限定の措置として、試合中のマスク着用を認める。ただし、監督はその旨をあらかじめ球責及び相手チーム監督に申し出る。

- 7 大会本部は試合会場へアルコール等の消毒液を準備することに努める。
- 8 選手等を車で送迎する場合は、全員マスク着用等に努める。
- 9 基本指針は、今後、県及び市協会等の上位団体並びに教育委員会等行政からの通達などにより変更する場合がある。

補則

- ア 選手本人及び指導者並びにその家族が新型コロナウイルスに感染している疑いがある場合にPCR検査の結果、陰性であれば所属チームの活動は可とする。本人の活動は禁止する。
(期間は補則イ参照)
- イ 厚生労働省基本対処方針により、症状がある感染者は7日間、無症状者は5日間、濃厚接触者は5日間。